

令和6年4月5日  
株式会社佐賀銀行

## 破産管財人等特殊口座開設手数料新設のお知らせ

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび弊行では、下記のとおり手数料の新設をさせていただくことになりましたのでお知らせいたします。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 新設手数料の名称

破産管財人等特殊口座開設手数料

2. 新設日

令和6年5月1日（水）

※令和6年5月1日以降の窓口受付分から手数料を適用いたします。

3. 対象口座（個人、法人等を問わず）

- ・破産管財人名義の口座
- ・相続財産管理人名義の口座
- ・相続財産清算人名義の口座
- ・不在者財産管理人名義の口座

※既存の口座から上記口座へ名義変更する場合も対象とします。

4. 手数料金額

口座開設1件あたり11,000円（消費税込み）

詳しくは窓口へおたずねください。

以上